

==◎福祉政策動向（速報）【全社協 政策委員会】2011. 7. 21（木）==

◆この速報は、政策委員会委員・幹事、都道府県・指定都市社会福祉協議会、関係部・所長・広報室員に配信しています。

◆新聞記事についての詳細をご覧になりたい場合は記事番号をご連絡ください。メールにてお送りします。

○社会的養護の施設長に係る資格要件の明確化へ～厚生労働省

7月13日、厚生労働省は児童福祉施設最低基準及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令案等について、パブリックコメントの募集を開始した。

児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正は、①社会的養護の施設長に係る資格要件の明確化及び研修の義務化、②社会的養護の施設に係る第三者評価の義務化について。

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）の一部改正は、①親族里親等の要件の見直し、②自立援助ホーム及び母子生活支援施設の位置情報の提供方法の見直し、③家庭的保育事業共同実施に係る見直しについて。

児童福祉法施行規則第一条の三十三の厚生労働大臣が定める基準（平成21年厚生労働省告示第225号）の一部改正は、扶養義務のない3親等内親族について、「親族里親」から「養育里親」に変更となることに伴い、里親研修の受講が必要となるが、研修内容について必要性の低いものを免除できることについてそれぞれ意見を求めている。

パブリックコメントの詳細はこちら⇒

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495110154&Mode=0>

○特例対象地域の認可保育所面積基準を緩和へ～厚生労働省

7月15日、厚生労働省は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号。）附則第4条の規定に基づき、都道府県、政令市及び中核市が保育所に係る居室の床面積の基準を条例で定めるに当たり、厚生労働省令で定める基準を標準として定める特例措置の対象となる地域の基準及び対象地域を定めることとした。

特例対象となる地域の基準は、①待機児童問題が特に深刻な地域であること、②保育所の増設等を図るに当たり、土地等の確保が困難であることがあげられ、①及

び②のいずれの基準も満たすこととしている。

平成 24 年 4 月 1 日から施行され、平成 26 年度までの 2 年間の時限措置としている。

なお現在、厚生労働省は最終的な決定における参考とするためのパブリックコメントを募集している。

パブリックコメントの詳細はこちら⇒

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495110160&Mode=0>

○平成 22 年度児童虐待相談対応件数が 5 万件を超える～厚生労働省

7 月 20 日、平成 22 年度に全国の児童相談所で対応した児童虐待相談対応件数が速報値で 55,152 件（宮城県、福島県、仙台市を除いて集計した数値）であったことが厚生労働省のまとめで分かった。

平成 21 年度の件数から宮城県、福島県、仙台市を除く数値と比較した結果、前年度比 28.1%（12,090 件）増となった。

児童虐待相談対応件数等についてはこちら⇒

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001jiq1.html>

以上

社会福祉法人 全国社会福祉協議会・政策企画部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

T E L 03-3581-7889 z-seisaku@shakyo.or.jp